〔別紙３〕

**本資料は、２０２１年度社会実験の実施時における通行ルールです。**
**工事中においては、関係先協議の結果により変更となる場合があります。**
**通行管理の対応については、発注者と協議の上、対応してください。**

# なんば駅前周辺空間再編事業における交通社会実験時の概要・ルール・手続きについて

２０２１年１２月

南海電気鉄道株式会社
なんば広場公募事務局

なんばひろば改造計画webサイト
http://www.namba-hiroba.jp/
→QRコードで上記サイトにアクセスできます。

【協　　力】なんば安心安全にぎわいのまちづくり協議会
・構成員
〔町会〕
精華連合振興町会、難波三丁目東町会、難波三丁目西町会、難波振興町会、河原連合振興町会、難波千日前西町会、難波千日前東町会、日本橋連合振興町会、難波中振興町会、
難波東振興町会

〔商店街〕
戎橋筋商店街振興組合、千日前道具屋筋商店街振興組合、でんでんタウン協栄会、なんさん通り商店会、なんばＣＩＴＹ会、難波センター街商店街振興組合、なんば南海通り商店会、ＮＡＭＢＡなんなん商店会、日本橋筋商店街振興組合、日本橋筋西通り商店会

〔企業〕
大阪地下街株式会社、関電不動産開発株式会社、株式会社髙島屋、東宝株式会社、南海電気鉄道株式会社、株式会社丸井、株式会社良品計画（順不同）

（以上27団体：10町会、10商店街、7企業）

【交通社会実験実施主体】大阪市建設局

# 1．なんば駅周辺における空間再編推進事業について

## 事業の経緯

大阪ミナミの中心に位置する南海なんば駅前は、多くの国内外の来街者が行き来する場所ですが、歩道が狭く放置自転車が多いなんさん通り、空間の大半を車両が占める駅前広場など、時代にそぐわない現状の課題を改善のため、2008年に地元発意で空間再編の検討がはじまりました。2011年には、周辺の町会、商店街、企業等の27団体（※）が参加し、「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」を設立し、まちづくり構想を策定しました。

2016年には社会実験を実施し、官民で空間再編の基本方針を策定しました。2018年には大阪市が設計費を予算化したことで官民連携が本格化し、地元では完成後の空間を民間でよりよく運営するための準備組織として「なんば広場マネジメント法人設立準備委員会」を設立しました。2020年度からは、荷捌き運用などの交通形態、歩行者空間づくりによる安全性改善の検討を具体的に進め、この度、それらの検証のための社会実験を行うこととなりました。この検証結果を設計および運営計画に反映し、将来的には、同委員会の発展組織である「運営法人」を設立予定です。

## 基本方針

**大阪のおもてなし玄関口　～世界をひきつける観光拠点づくり～**

①**人中心の空間に再編**し、世界的繁華街ミナミの**新たなシンボル空間**を生み出す

②ミナミ・大阪・関西を**回遊する拠点**として、地域と連携し**情報を届ける**

③人のまちミナミの中心として、**居心地よく安心感のある空間**を創造する

## 空間再編のイメージ

●めざすべき方向性

歩道拡幅による
**安全性向上と混雑緩和**

歩行者専用空間拡大による
**憩いの場の創出と利活用**

●方向性を実現するための交通再編

① 御堂筋からの通過交通をなくす

② 貨物車両のみの通行に限定
（乗用車の通行禁止／一部許可車両のみ通行）
難波中２交差点から進入する

③ 公共交通を再配置

## 管理運営の考え方と推進体制

### ●活用のための管理運営

新たに生まれる駅前の広場部分を安全で上質な居心地の良い空間として保ち、エリア全体の魅力や価値向上に向け柔軟に活用するため、行政と協働のうえで「なんば広場マネジメント法人設立準備委員会」の発展型となる運営法人が管理運営を行います。

## スケジュール

なんさん南北通りの無電柱化を含めて2025年の大阪万博までに完成をめざし、その一部の駅前広場部分は2023年の早期完成をめざします。

※警察協議や課題解決状況、その他の理由でスケジュールが遅れる可能性があります。

# 2．社会実験の全体像

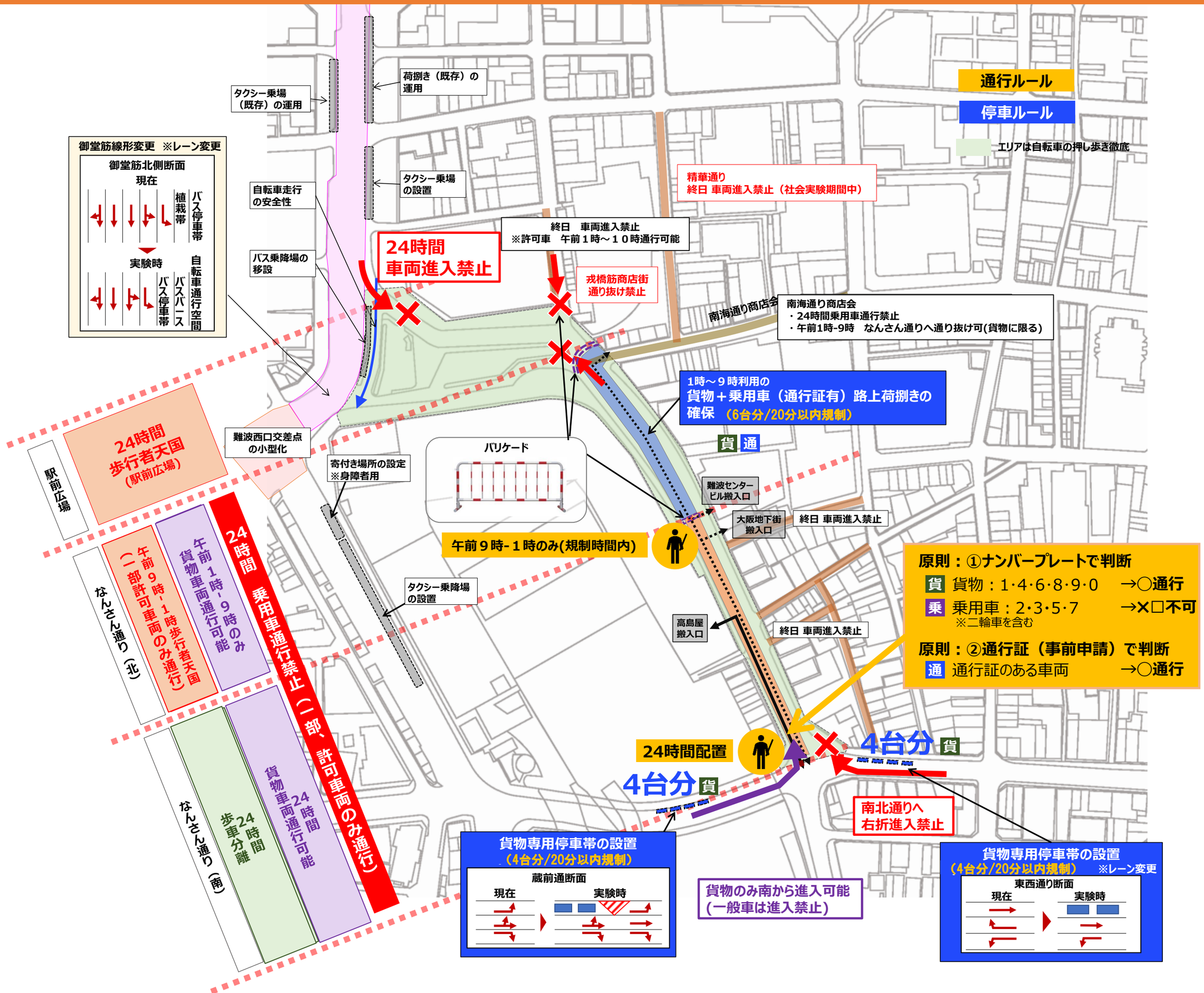
通行ルール
停車ルール
エリアは自転車の押し歩き徹底
御堂筋線形変更　※レーン変更
御堂筋北側断面
現在
植栽帯
バス停車帯
実験時
自転車通行空間
バスバニス
バス停車帯
タクシー乗場（既存）の運用
荷捌き（既存）の運用
タクシー乗場の設置
自転車走行の安全性
バス乗降場の移設
精華通り
終日 車両進入禁止（社会実験期間中）
終日　車両進入禁止
※許可車　午前１時～１０時通行可能
24時間
車両進入禁止
戎橋筋商店街
通り抜け禁止
南海通り商店会
南海通り商店会
・24時間乗用車通行禁止
・午前1時-9時　なんさん通りへ通り抜け可(貨物に限る)
1時～９時利用の
貨物＋乗用車（通行証有）路上荷捌きの
確保　（6台分/20分以内規制）
貨
通
難波西口交差点の小型化
寄付き場所の設定
※身障者用
バリケード
難波センタービル搬入口
大阪地下街搬入口
終日 車両進入禁止
午前９時-１時のみ(規制時間内)
タクシー乗降場の設置
高島屋搬入口
終日 車両進入禁止
原則：①ナンバープレートで判断
貨 貨物：1･4･6･8･9･0　→○通行
乗 乗用車：2･3･5･7　→×□不可
※二輪車を含む
原則：②通行証（事前申請）で判断
通 通行証のある車両　→○通行
24時間配置
4台分 貨
4台分 貨
南北通りへ
右折進入禁止
駅前広場
24時間
歩行者天国
(駅前広場)
なんさん通り（北）
午前９時-１時歩行者天国
（一部許可車両のみ通行）
午前１時-９時のみ
貨物車両通行可能
24時間 乗用車通行禁止（一部、許可車両のみ通行）
なんさん通り（南）
歩車分離 24時間
貨物車両通行可能 24時間
貨物専用停車帯の設置
（4台分/20分以内規制）
蔵前通断面
現在
実験時
貨物のみ南から進入可能
(一般車は進入禁止)
貨物専用停車帯の設置
（4台分/20分以内規制）　※レーン変更
東西通り断面
現在
実験時

# 3．停車ルール

## ■社会実験時　停車帯のルール

| | 区分 | 台数 | 料金 | 利用可能時間 |
|---|---|---|---|---|
| なんさん南北通り | 貨 通 荷捌車両専用停車帯 | 6台分相当 | 無料 | 午前1:00-9:00（規制時間外） |
| なんさん東西通り<br>蔵前通り | 貨 貨物専用停車帯 | 4台分（なんさん東西）<br>4台分（蔵前通り） | 無料 | 24時間 |

貨：貨物車…ナンバープレートで識別　　通：通行許可証をもつ車両(貨物・乗用共)

◆なんさん東西通りと蔵前通りの貨物専用停車帯では、4台相当の停車スペースを確保しています。駐車マスの枠線はありませんが、4台が停車できるよう、整列停車にご協力をお願い致します。
◆本線にはみださないよう、停車スペース内での停車をお願いします。
◆なんさん通り・蔵前通りでは、決められた車種、時間帯での荷物の積み下ろしをお願いします。
◆指定の貨物停車帯及びなんさん南北通り以外の周辺エリアでの違法停車はご遠慮ください。

※規制時間内におけるなんさん通りの路上、およびなんさん東西通り・蔵前通りの停車帯では乗用車で荷捌きをすることができません。周辺の路外駐車場をご利用ください。

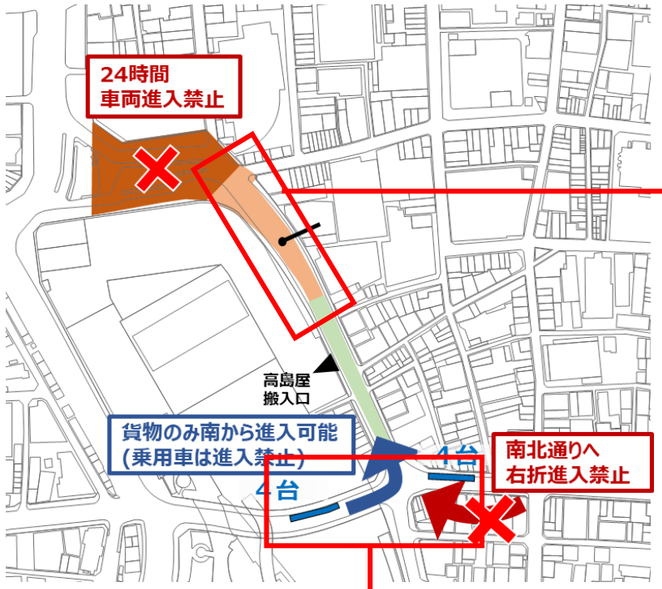


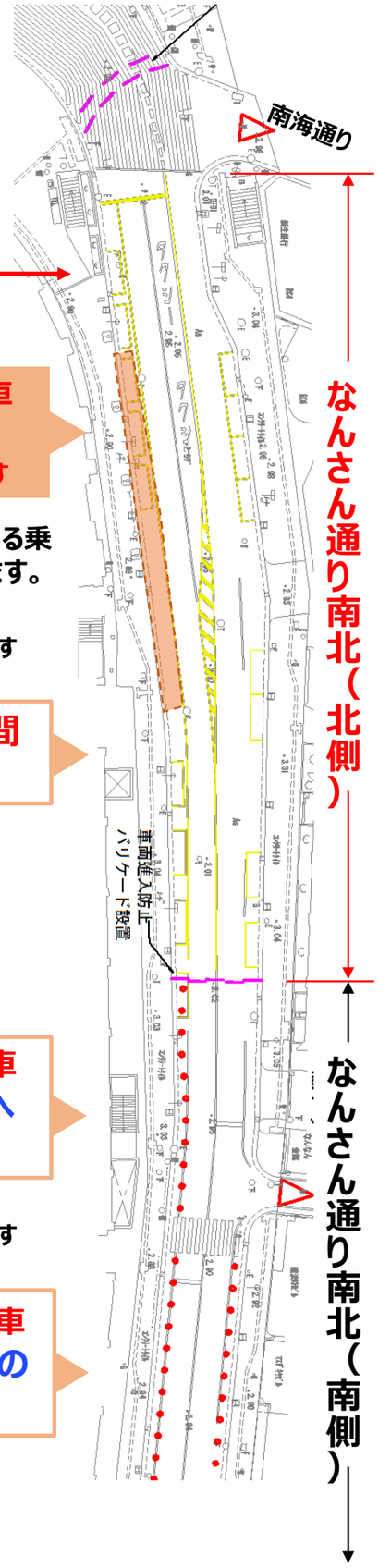


【なんさん南北(北側)】

午前1時-9時　貨物＋通乗用車
（路上荷捌き・停車）6台相当
※20分以内の駐車にご協力願います

◆1-9時に限り、貨物車と許可証のある乗用車は荷捌きのための停車ができます。

※時間帯により運用が異なります

午前9-1時　歩行者専用空間
（車両は進入できません）

【なんさん南北(南側)】

午前1時-9時　貨物＋通乗用車
（通抜け・自社敷地駐車場への進入が可能）

※時間帯により運用が異なります

午前9-1時　通貨物・通乗用車
（自社敷地駐車場への進入のみ可）

-凡例-
（荷捌き可）
（荷捌き不可）

◆ 荷物の積卸し、運搬の際に車道には出ないようにしてください。
◆ 横断する際は、横断歩道を利用してください。横断歩道以外の場所での横断は禁止です。
◆ 蔵前通り・なんさん通り（東西）の停車帯には交通誘導員を配置します。

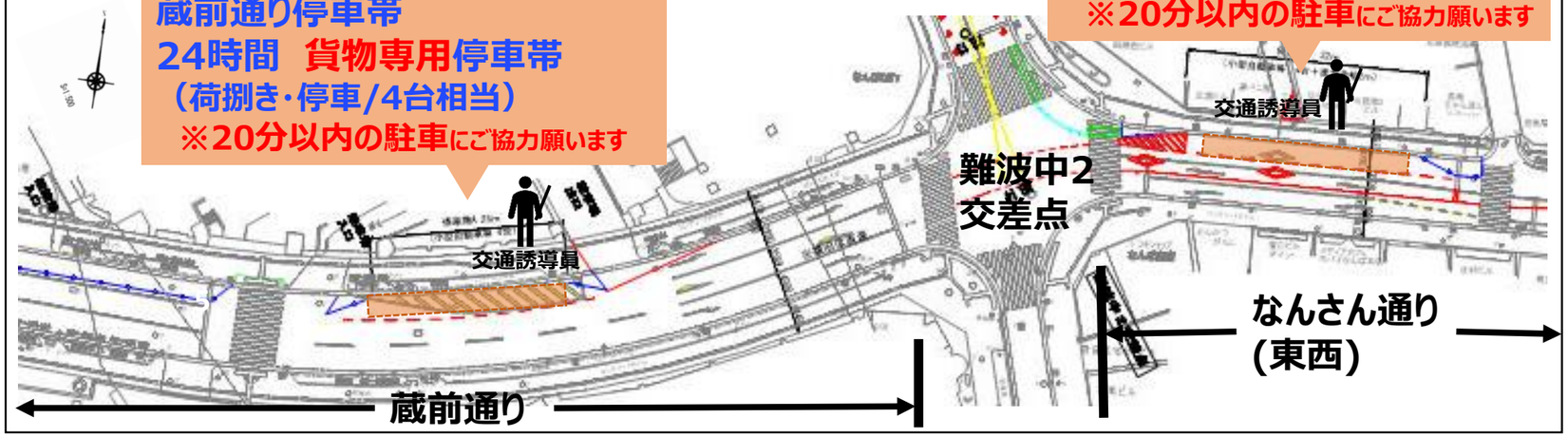


なんさん通り(東西)停車帯
24時間　貨物専用停車帯
（荷捌き・停車/4台相当）
※20分以内の駐車にご協力願います

# 4．通行ルール

■社会実験時　なんさん南北通り運用の考え方

**貨　1-９時（規制時間外）**

・3施設(高島屋、NAMBAなんなん、難波センタービル)
　→○通行可
・上記以外の車両　→○通行可

**貨　９-１時（規制時間内）**

・3施設（通行証あり）　→○通行可
　〃　（通行証なし）→×通行不可
・上記以外の車両　→×通行不可

**乗　全ての時間において**

・許可証のある車両　→○通行可
・許可証のない車両　→×通行不可
※なお、自社敷地駐車場のない乗用車は、
9-1時（規制時間内）の通行証の発行はできません。

**※通行証の発行は、特殊な要因により９時までの通行が極めて困難な車両を対象としています。**

■社会実験時　誘導員の配置場所と役割

①難波中２交差点　交通誘導員

**24時間配置**

**原則：①ナンバープレートで判断**
貨 貨物：1･4･6･8･9･0　→○通行可
乗 乗用車：2･3･5･7　→×通行不可
※二輪車を含む

**原則：②通行証で判断**
通 通行証のある車両　→○通行可

②難波センタービル前　入口　交通誘導員

**9-1時のみ(規制時間内)**

※誤進入車両の転回の安全確保
※移動式バリケードの設置･撤去
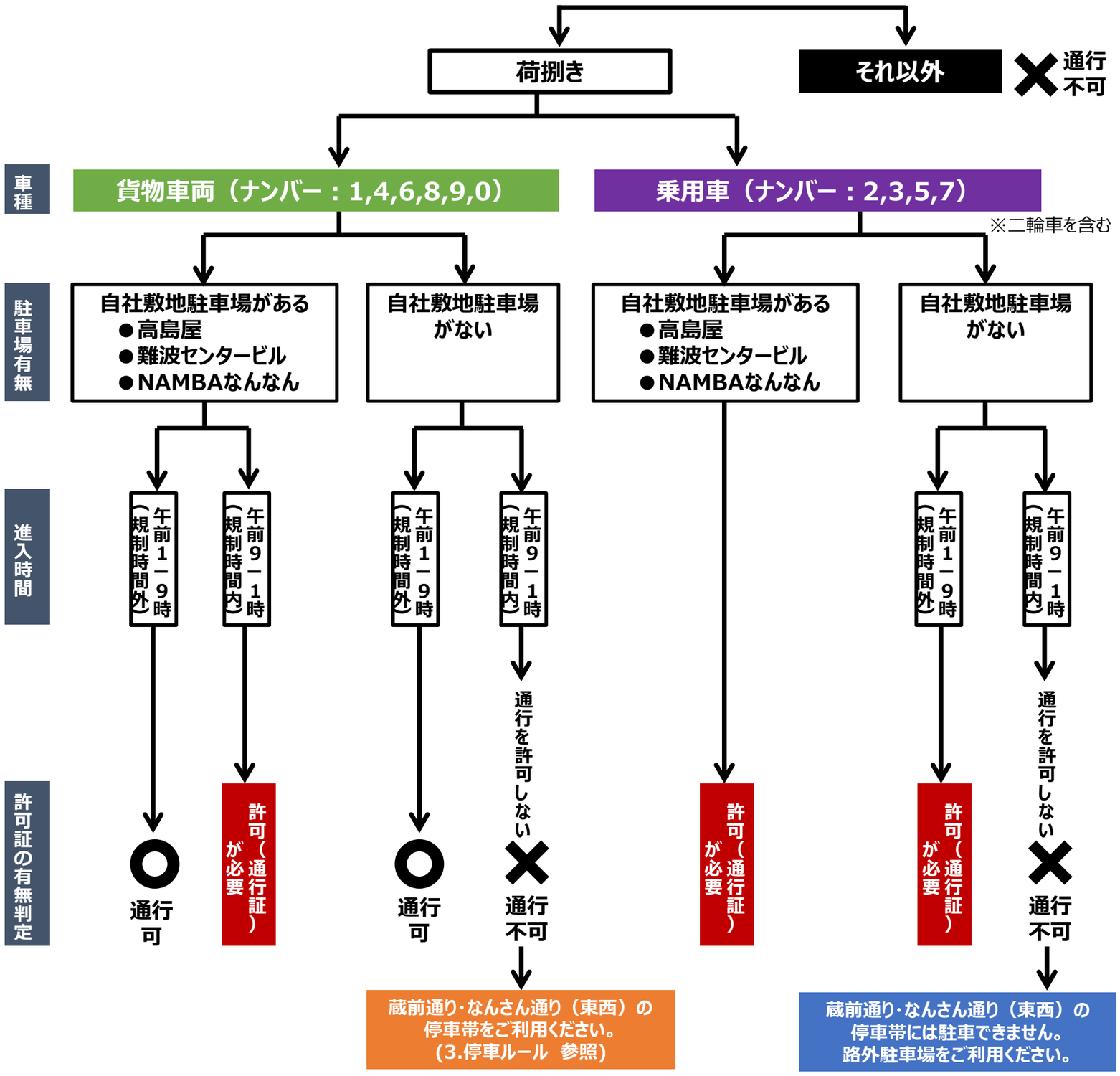
## あなたの車両のナンバー、行先、通行時間を確認いただき、通行証が必要な方は事前申請をお願いします。